

日本材料試験技術協会賞規定

- 第1条 本協会は、材料試験技術向上のため日本材料試験技術協会賞を設け、本規定により授賞する。
- 第2条 本賞は、前2ケ年に本協会会誌に掲載された成果を審査し、材料試験上特に優秀な報告または材料試験技術上の現場技術の進歩・開発に関し貢献のある報告等若干編に対し、毎年総会において授賞する。
- 第3条 本賞は、賞状とし副賞を添える。
- 第4条 授賞は、次の方法で決定する。
- 1 授賞報告の選考は、選考委員会で行う。
 - 2 選考委員会は、授賞候補数編を選考し、会長に報告する。
 - 3 会長は、各授賞候補報告について、その選考過程を付し、常任理事会にはかり授賞を決定する。
- 第5条 本賞を授与すべき適当な報告がないときは、その年度は授賞しない。

昭和62年7月17日制定

平成7年4月21日改訂

平成8年3月28日改訂